

学校法人専修大学松戸高等学校個人情報保護規程

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 本法人の責務（第3条）
- 第3章 個人情報の取扱いに関する組織（第4条—第6条）
- 第4章 学校法人専修大学松戸高等学校個人情報保護管理委員会（第7条）
- 第5章 個人情報の取扱いに関する原則（第8条）
- 第6章 個人情報の利用目的（第9条・第10条）
- 第7章 個人情報の取得（第11条・第12条）
- 第8章 個人データの管理等（第13条—第18条）
- 第9章 保有個人データの公表等、開示、訂正等及び利用停止等（第19—第25条）
- 第10章 苦情の処理（第26条）
- 第11章 懲戒（第27条）
- 第12章 事務所管（第28条）
- 第13章 規程の改廃手続（第29条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が拡大していることに鑑み、個人の尊重及びプライバシーの保護の観点から、学校法人専修大学松戸高等学校（以下「本法人」という。）における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。

2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に規定する個人番号及び特定個人情報の取扱いに関し必要な事項は、学校法人専修大学松戸高等学校特定個人情報等取扱規程に定めるところによる。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）及び個人識別符号（個人別に付与された文字、番号、記号その他の符号をいう。）が含まれるものをいう。
- (2) 個人データ 本法人が管理する個人情報データベース等（特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成し、又は特定の個人情

報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物をいう。)を構成する個人情報という。

(3) 保有個人データ 本法人が開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより次に掲げるおそれが生じるもの及び6か月以内に消去することとなるもの以外のものをいう。

ア 本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの

イ 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの

(4) 本人 個人情報によって識別される次に掲げる特定の個人をいう。

ア 役員及び教職員並びにこれらに準ずる者(過去に本法人の役員及び教職員並びにこれらに準ずる者であった者を含む。以下「構成員」という。)

イ 本法人が設置する学校(園)の生徒(園児)、保護者、保証人等

ウ 卒業生(卒園生)及び在学(在園)をしたことがある者

エ 本法人が設置する学校(園)に入学(入園)を志願した者

第2章 本法人の責務

第3条 本法人は、個人情報の性質及び利用方法に鑑み、適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報について、個人情報の保護に関する諸法令及び本法人の諸規程等を遵守し、個人の権利利益の侵害を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

第3章 個人情報の取扱いに関する組織

(個人情報을 適正に取り扱うための組織)

第4条 本法人に、個人情報の保護を適正に行うために、個人情報保護総括管理責任者(以下「総括管理責任者」という。)及び個人情報保護管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置く。

(総括管理責任者)

第5条 総括管理責任者は、学校法人専修大学松戸高等学校理事長をもって充てる。

2 総括管理責任者は、本法人全体の個人情報の保護に関する業務の全ての権限及び責任を有し、本法人における個人情報の保護に関する一切の業務を総括する。

(管理責任者)

第6条 管理責任者は、校長(中学校・高等学校)及び園長をもって充てる。

2 管理責任者は、総括管理責任者の下で、学校又は園が行う個人情報の保護に関する業務の責任を有する。

第4章 学校法人専修大学松戸高等学校個人情報保護管理委員会

第7条 本法人に、個人情報の保護を適正に行うために必要な事項を審議する機関として、学校法人専修大学松戸高等学校個人情報保護管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 個人情報の取扱いに関する原則

第8条 構成員は、個人情報の保護に関する諸法令及び本法人の諸規程等を十分に理解し、及び遵守し、個人の権利利益を保護するとともに、個人情報の特性に応じた安全性を確保しなければならない。

2 構成員は、本法人が個人情報の保護のために行う施策、措置等に従わなければならない。

3 個人情報は、個人情報の保護に関する諸法令及び本法人の諸規程等に定めるところにより、適切に、取得、利用、管理並びに廃棄及び消去をしなければならない。

4 構成員は、業務に関して知り得た個人情報を、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第6章 個人情報の利用目的

(利用目的の特定)

第9条 本法人は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的をできる限り特定するものとする。

2 本法人は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行わないものとする。

(利用目的による制限)

第10条 本法人は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱わないものとする。

第7章 個人情報の取得

(適正な取得)

第11条 本法人は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得しないものとする。

2 本法人は、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報(本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報をいう。)を取得しないものとする。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第12条 本法人は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表するものとする。

2 本法人は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 本法人は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。

第8章 個人データの管理等

(個人データ内容の正確性の確保等)

第13条 本法人は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するものとする。

(安全管理措置)

第14条 本法人は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

2 前項の措置に関し必要な事項は、別に定める。

(構成員の監督)

第15条 本法人は、その構成員に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該構成員に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

(委託先の監督)

第16条 本法人は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託契約書において個人データの安全管理について委託を受けた者が講ずべき安全管理措置を明らかにし、かつ、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

(第三者提供の制限)

第17条 本法人は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しないものとする。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第18条 本法人は、個人データを第三者に提供したときは、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の必要事項に関する記録を作成するものとする。

2 本法人は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護に関する諸法令及び本法人の諸規程等に定める期間保存するものとする。

第9章 保有個人データの公表等、開示、訂正等及び利用停止等

(公表)

第19条 本法人は、保有個人データに関し、本法人の名称、全ての保有個人データの利用目的その他の必要事項を、本人の知り得る状態に置くものとする。

2 前項の規定による保有個人データの公表に関し必要な事項は、別に定める。

(利用目的の通知請求)

第20条 本人は、本法人に対し、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を請求することができる。

2 本法人は、前項の規定による請求を受けた場合は、本人に対し、遅滞なく、利用目的を通知するものとする。

3 本法人は、第1項の規定による請求に係る保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(開示)

第21条 本人は、本法人に対し、当該本人が識別される保有個人データの開示を請求することができる。

- 2 本法人は、前項の規定による請求を受けたときは、遅滞なく、当該保有個人データを開示するものとする。
- 3 本法人は、第1項の規定による請求に係る保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたとき、又は当該個人情報が存在しないときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(訂正等)

第22条 本人は、本法人に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を請求することができる。

- 2 本法人は、前項の規定による請求を受けた場合は、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行うものとする。
- 3 本法人は、第1項の規定による請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知するものとする。

(利用停止等)

第23条 本人は、本法人に対し、当該本人が識別される保有個人データが第10条の規定に違反して取り扱われているとき又は第11条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）を請求することができる。

- 2 本法人は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行うものとする。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 3 本人は、本法人に対し、当該本人が識別される保有個人データが第17条の規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。
- 4 本法人は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止するものとする。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 5 本法人は、第1項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第3項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(理由の説明)

第24条 本法人は、第20条第3項、第21条第3項、第22条第3項又は前条第5項の規定により、本人から請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めるものとする。

(開示等の請求に応じる手続)

第25条 前5条の規定による保有個人データの利用目的の通知、開示、訂正等及び利用停止等の請求に関し必要な事項は、別に定める。

第10章 苦情の処理

第26条 本法人は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

2 本法人は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めるものとする。

第11章 懲戒

第27条 本法人は、構成員が個人情報の保護に関する諸法令及び本法人の諸規程等に違反した場合には、就業規則の規定に基づき、懲戒する。

2 就業規則を適用することができない者については、就業規則に準じて懲戒する。

第12章 事務所管

第28条 個人情報の保護に関する事務は、事務部が所管する。

第13章 規程の改廃手続

第29条 この規程の改廃は、委員会及び理事会の議を経て、理事長がこれを行う。

附 則

この規程は、平成29年5月30日から施行する。